

農業用ハウスをご利用の皆様へ

(災害に強い施設園芸づくりに向けて)



夏への備えできていますか？

台風や豪雨に備え、**パイプハウス等の点検、補修等**を確実に実施し、**適切に管理**しましょう。

また、災害対策は、**農業保険への加入が基本**です。被災した園芸施設の復旧等を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業等の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。万一の場合に備え、**農業保険（園芸施設共済、収入保険）**に加入しましょう。

農林水産省

台風・豪雨被害防止に向けた技術対策

常に気象情報を注視し、日頃からの点検・保守管理を実施しましょう。また、台風の襲来前にはチェックリストを参考に被害防止に努めましょう。

事前の対策

1. 谷樋や柱等の腐食・サビ、留め金具の緩み、被覆材や出入り口等を点検し、必要な補修を行う。ハウス内部に斜材等を設置し、構造強化を行う。
2. ハウス周辺の地面は、雨水の滞留やハウス内侵入を防ぐよう整備する。谷樋、縦樋及び排水溝は雨水を速やかに排除できるよう清掃する。
3. 停電が発生した場合に備え、天窓・側窓の手動換気やカーテンの手動開閉について手順を確認し、操作器具や足場を準備しておく。

直前の対策

1. 飛来物による被覆材の損傷を防ぐため、ハウス周辺は清掃し、片付けておく。特にガラス温室周りは入念に行う。
2. 天窓、サイド部や谷部等の換気部は完全に締めておく。出入口は補強や戸締まりを実施する。
3. 停電が発生した場合に備え、寒冷紗等の設置で高温を防止し、かん水に用いる水は必要量を貯水しておく。非常用電源が確保できる場合は、事前に動作確認を行う。
4. 強風時は、開口部や吸気孔を塞いで換気扇を排気運転し、減圧する。
5. 倒壊の危険がある強風が予想されるときは、被覆材を除去しておく。

台風襲来前のチェックリスト

収集情報	最新の気象情報、警報、注意報を常にチェックしていますか。
整備周辺	ハウス周辺から飛来が予想されるものを片付けましたか。
	燃料タンクやガスボンベ等はしっかりと固定されていますか。
	施設周辺の排水溝やハウスの谷樋、縦樋等のゴミは取り除きましたか。
停電対策	タンクにかん水用水を貯水しましたか。
	自動換気（天窓、側窓）・遮光カーテンの手動開閉の操作器具や足場は準備できていますか。
	（発電機を持っている場合）非常用発電機を養液栽培装置、環境制御装置に接続しましたか。
破損・倒壊対策	被覆材のたるみや破れはありませんか。
	換気部（サイド部、谷部）、被覆材の隙間等の風の吹き込み口となる箇所はありませんか。
	ハウスバンド、被覆材の留め金具に緩みはありませんか。
	ブレースや筋かいの留め金具に緩みはありませんか。
	基礎部、接続部分、谷樋・柱に腐食・サビはありませんか。
	準備していた斜材を設置するなど応急的な補強はしましたか。
	ハウスの出入り口の補強（かんぬき等）や戸締まりはしましたか。
（換気扇のあるハウス）換気扇をまわして排気し、ハウス内を減圧していますか。	

<園芸施設共済>

生産部会等の集団で加入すると 掛金が大幅割引となる割引パッケージを導入しました！

- 生産部会等の集団と農業共済組合等が、ハウスの補強や園芸施設共済への集団加入に取り組む旨の取決めを行う等を内容とする協定を締結した場合、以下の基幹的な災害に対応した大幅な割引パッケージの活用が可能となります。

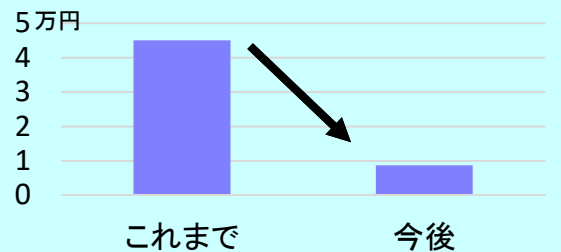
施設

割引パッケージ

- 20万円以下の小規模被害は、補償範囲に含めないことができます
- 耐用年数を大幅に超過した施設は、補償範囲に含めないことができます
- 施設を補強した場合は掛金を割り引きます
- 生産部会等の集団が一斉加入受付を行い、確実な集団加入が見込める場合は掛金を割り引きます

掛金は最大3割以下に！

農業者の掛金
4.5万円 → 0.9 ~ 1.3万円



※経営規模：パイプハウス15a(全国平均)



施設は園芸施設共済、農作物は収入保険と
セットでの加入をお勧めします！



<収入保険>

- **青色申告をしている農業者**が対象です。
- 品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含め**幅広く収入減少を補てん**します。
- 保険料率は**1.08%**（50%の国庫補助後）です。

(注1) 収入保険と園芸施設共済の施設内農作物は選択制となっており、同時に加入することはできません。

(注2) 園芸施設共済に加入している施設内農作物について、収入保険に移行すると未経過分の掛金が日割り計算で返還されます。

注：青色申告をしていない方は、加入者の選択により、施設内で栽培する農作物を園芸施設共済の補償対象に加えることが可能です。

施設内農作物

園芸施設共済

(園芸施設が損害を受けた場合に補償します)

※ 被災者向け経営体育成支援事業を含む、園芸施設の設置に係る全ての国の補助事業は、園芸施設共済等への加入が要件となっています。

対象品目

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等

※ 附帯施設及び施設内で栽培される農作物についても、農業者の選択により対象にできます。

補償対象となる事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因による災害 等

補償期間

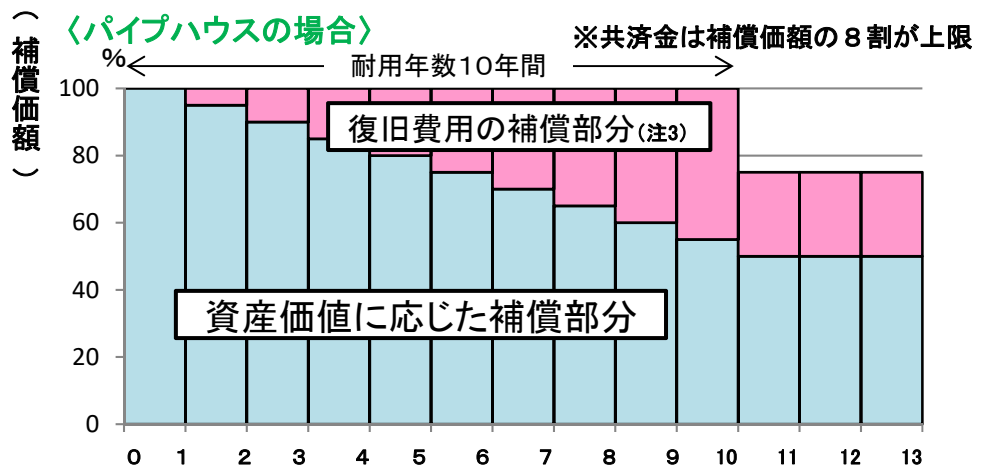
共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値(注1)の8割を上限に共済金を支払います(注2)。

※ 農業者の選択により、復旧費用の補償、撤去費用の補償も追加できます。

耐用年数経過後であっても、最大で再建築価額の40%の共済金が支払われます。 (農業者が復旧費用の補償を選択した場合は、最大60%。)



(注1) 資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々低減して評価します(100~50%)。 (経過年数)

(注2) 1棟ごとに、損害の額が3万円(又は補償価額の5%)を超えた場合に共済金を支払います。

(注3) 復旧費用の共済掛金は、農業者の全額負担となります。

試算例(10a当たり)

(19mmパイプハウス、耐久性軟質フィルム(被覆後1年未満)、付保割合8割)

	設置後4年経過の施設 (資産価値276万円)		設置後10年経過の施設 (資産価値222万円)	
	本体のみ	本体+復旧費用	本体のみ	本体+復旧費用
農業者が支払う共済掛金	26,430円	29,082円	21,259円	24,574円
半損になった場合に支払われる共済金	110万円	125万円	89万円	107万円
全損になった場合に支払われる共済金	220万円	250万円	178万円	214万円

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

※ 園芸施設共済や収入保険の具体的な内容や加入手続き等については、お近くの農業共済組合等にお問い合わせください。